

令和7年度 社会福祉法人こころ
榛原事業所災害復旧工事（屋根工事及び外壁工事）業務委託要綱

1 業務名

令和7年度社会福祉法人こころ榛原事業所災害復旧工事（屋根工事及び外壁工事）業務

2 業務の目的

令和7年9月5日の竜巻による榛原事業所の復旧を目的として表記工事を実施する。なお、復旧工事の速やかな実施のため、復旧箇所を屋根工事及び外壁工事とする。

3 業務期間

入札日以降から10月下旬（工事完了後の立会いを含む）

4 業務の内容

社会福祉法人こころ榛原事業所の竜巻災害に伴う被害のうち、屋根工事及び外壁工事の部分の復旧工事の実施

- ・ 1階折板屋根の損傷復旧
- ・ 2階カラーべスト葺き屋根の復旧
- ・ 西側外壁の損傷復旧
- ・ 外構フェンスの損傷復旧
- ・ 掲示板の復旧
- ・ 出入口北側の柱損傷復旧
- ・ その他上記に付随して必要となる箇所の工事

5 業務委託先決定及び業務執行のながれ

ながれは、以下のとおりとする。

(1) 工事範囲等の確認

- ・ 令和7年9月12日（金）10時に榛原事業所（牧之原市細江701番地4）にて、社会福祉法人こころ職員立会いの下で原状復旧の範囲及び仕様についての確認が実施されるため、当該確認の場へ立会う。
- ・ 復旧の仕様等で不明な点等については、上記確認の場で社会福祉法人こころ職員に質疑することは可能とする。

(2) (1) の範囲を反映した見積書の作成

- ・ 委託業務への参加希望者は(1)の工事範囲及び仕様を反映した見積書を令和7年9月30日（火）の入札執行日までに準備する。
- ・ なお、契約締結後に、工事範囲の変更又は数量に変更が生じた場合には、見積書で使用した単価に応じて契約額を変更する。

(3) 入札者の決定

- ・ 入札に参加を希望する者は下記7のとおり実施される入札に上記(2)の見積書を持参する。

- ・開札の結果、最低価格の者を落札者に決定する。
- ・なお、入札に参加した者が一者の場合であっても、当該入札は有効とする。

(4) 復旧工事の実施

- ・落札者は法人と協議した上で、入札日以降の工事着手日を決定する。

(5) 工事完了時の現場確認

- ・法人が別途定める立会日に、工事の完了確認を行うため、立会った上で必要に応じて手直し等を実施する。
- ・なお、手直しが生じた場合には手直し等工事を実施し、法人の承認を受けるものとする。

6 説明会

説明会は令和7年9月12日（金）10時から榛原事業所（牧之原市細江701番地4）で実施される工事範囲等の確認の場をもって代える。不明な点等については下記13を受付窓口とする。

7 入札の執行

- (1) 執行期日 令和7年9月30日（火）14時
- (2) 執行場所 法人本部（島田市島581番地の14）

8 下請、再委託

下請、再委託は可能とする。ただし、全ての委託内容を再委託することは禁止するものとし、工事等の内容に係る質疑や委託料の支払い、工事の内容に伴う補修など本委託に係る責任については、元請業者が負うものとする。

9 情報セキュリティの確保

業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

10 個人情報の保護体制

本業務を通じて知り得た情報は、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。情報等は秘密とし、第三者に開示しないこと。

11 損害賠償

業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、発注者、利用者又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りでない。

12 その他

- (1) 入札保証金は徴しない
- (2) 定めのない事項については、必要に応じて法人と協議すること
- (3) 業務上知り得た事項について守秘義務を負うこと
- (4) 業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については、法人と協議の上対応すること

13 担当

社会福祉法人こころ 本部事務

担当者：臼井 公一

電 話：0547-46-5561

F A X：0547-46-5566

E-mail : w-cocoro@hcc-kokoro.jp